

税制上の優遇処置

公益財団法人神戸市民文化振興財団は、「公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する」公益財団法人として認定されています。当財団への寄附金は、税法上の所得控除を受けることができます。

個人が寄附をされる場合

所得控除を受けることができます。

1. 所得税の控除

寄付金額控除額 = 以下①②いずれかの低い金額 - 2,000円

- ① その年中に支出した特定寄附金の合計額
- ② その年中の総所得金額の 40%相当額

《控除を受ける手続き》

寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に寄附金の受領書および認定書の写しを添付もしくは提示し申告書を提出します。詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

2. 住民税の控除

都道府県・市区町村によっては、寄附金が個人住民税の対象となる場合もあります。

※ 対象の地域は都道府県、市区町村の条例で指定された場合となりますので、詳しくはお住まいの都道府県、市区町村役所にお問い合わせください。

＜参考：神戸市の場合＞

神戸市市税条例第23条の2第1項第3号に基づき神戸市の市民税について寄附金税額控除を受けることができます。

市民税基本控除額 = 寄付金額 - 2,000円) × 8%

※ 控除対象となる寄附金額は、地方公共団体、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせて総所得の金額の30%までとなっています。

《控除を受ける手続き》

所得税の確定申告を行う必要があります。詳しくは、神戸市行財政局主税部税制課までお問い合わせください。

法人が寄附をされる場合

特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入ができます。

① 資本金等のある法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

特別損金算入限度額 = (資本金等の金額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2

② 資本金等のない法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

特別損金算入限度額 = 所得金額 × 6.25%

③ 特別損金算入限度額を超えた寄附金額について

特別損金算入限度額を超えた寄附金額は、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金に算入することが出来ます。

《損金を算入するための手続き》

国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。